

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第25号

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を次のように改正する。

第4条の2に次の1項を加える。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用又は公共用に供する必要が生じたため、行政財産の使用の許可を取り消したとき。
- (2) 管理上の都合により行政財産の使用の許可を取り消したとき。
- (3) 災害その他の不可抗力により使用することができなくなったとき。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(上下水道局経営戦略室)